

高齢者等のごみ出し支援事業

市内の在宅で生活している要介護認定者や障害者のみの世帯で、世帯員自ら、決められたごみ集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行います。また、ごみの排出がない場合の声かけによる安否の確認を行います。

《対象となる世帯》

市内の在宅で生活している要介護認定者や障害者のみの世帯（次のア～オに該当）で、世帯員自らが決められたごみ集積場所まで家庭ごみを持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

- ア 介護保険の認定が要介護3以上の方
- イ 身体障害者手帳1級または2級の方
- ウ 療育手帳Aの方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の対象となる難病の方



※その他、対象世帯に準じる場合などは、ご相談ください。

ただし、次のような場合などは対象になりませんので、ご注意ください。

- ・同居人や近所などに、ごみ出しを手伝ってくれる方が身近にいる場合
- ・仕事の都合等やごみ集積場所の距離が遠いなどの自己都合の場合
- ・在宅ではない場合（老人ホームなどに入居している場合）
- ・ごみを長期間放置するなどし、自己では手に負えなくなった場合

《申請の手順》

①相談 → ②事前調査（訪問） → ③申請 → ④利用決定通知 → ⑤戸別収集開始

市役所の福祉窓口

高齢者支援課（☎0827-29-2588）

障害者支援課（☎0827-29-2522）

各総合支所市民福祉課

環境事業課（環境事業所）

※「緊急連絡先が変更となる時」や

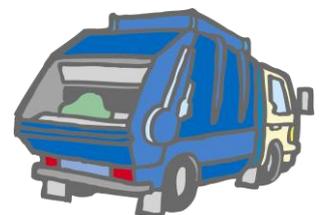
「一時的に入院するとき」などは、

変更・中止・停止を届け出てください。

※代理の方が申請することもできます。

※集合住宅の場合、管理者等の了解が必要です。

※事前調査により、他の手段で対応していただく場合があります。



《ご利用手数料》 無 料

《ごみの出し方》

● 収集するもの

粗大ごみなどを除く家庭ごみ

※粗大ごみ、多量のごみ、市で処理できないごみは収集できません。

● ごみ出しのルール

・ ごみは必ず分別し、市の指定ごみ袋に入れて出してください（ごみ収集カレンダーの「家庭ごみ分別ルール」参照）。

・ フタつきのポリバケツなど、戸別収集専用のごみ箱を用意してください。

※ご自分で用意するのが困難な場合は、無償貸出制度がありますので、環境事業所・環境事業課へご相談ください。

● 収集頻度

決まった曜日に週 1 回の収集を基本とします。



《安否の確認》

- 1 ごみ収集時にごみ排出されていない場合、声かけをします。
- 2 声かけに応答がない場合には、緊急連絡先へ問い合わせ、安否確認をします。

《お問い合わせ先》

【1 相談や申請について】

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

岩国市福祉部 高齢者支援課 (☎0827-29-2588)

障害者支援課 (☎0827-29-2522)

【2 収集や変更について】

〒740-0034 岩国市南岩国町二丁目 65 番 65 号

岩国市環境部 環境事業所 (☎0827-31-7710)

環境事業課 (☎0827-31-5304)

